

平成二十五年四月十一日提出  
質問 第四七号

いわゆる4. 28 「主権回復の日」政府式典に関する再質問主意書

提出者 照屋寛徳

いわゆる4. 28 「主権回復の日」政府式典に関する再質問主意書

私は、平成二十五年三月二十六日付で「いわゆる4. 28 『主権回復の日』政府式典に関する質問主意書」（以下、質問主意書という）を提出したところ、係る政府答弁書を同年四月五日付で受領したものである。

私は、現在でも、政府が「我が国の完全な主権回復」が実現したとして、来る四月二十八日に「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」（以下、政府式典という）を挙行するのは、歴史の真実をわい曲するものであり、中止すべきだと考える。

去る四月十日、仲井眞弘多沖縄県知事は、政府式典開催に対する多くの県民の抗議の意思や強い違和感の声等に配慮して「不参加」を表明した。

以下、質問する。

一 政府は、私が先に提出した質問主意書で政府のいう「完全な主権回復」とは、いかなる状態を指すのか、と質したところ、政府答弁書において「お尋ねの『完全な主権回復』の文言は、地理的なことを意味するものではない」と答えている。

政府答弁書でいう「地理的なことを意味するものではない」とは、いかなる意味か。特に、「地理的なこと」が何を指しているのかについて、具体的に説明されたい。

二 右「地理的なこと」の「地理的」が指す範囲とは、サンフランシスコ講和条約第三条によって米国の施政権下に置かれた沖縄、奄美、小笠原のことか、それとも別の地域か、政府の見解を示されたい。

また、「完全な主権回復」とは、右「地理的なこと」が指す地域を除外した上での主権回復と解してよいか、政府の見解を示されたい。

三 政府は、沖縄では政府式典に対し、多くの県民から抗議の意思や強い違和感の表明、式典を忌避する声があること、去る三月二十九日に沖縄県議会が「4. 28 『主権回復・国際社会復帰を記念する式典』に対する抗議決議」を全会一致で採択したこと、地元紙実施のアンケートで式典開催に「賛成」した県内市町村長が皆無であったこと（本年三月三十一日付「沖縄タイムス」）をどのように受け止めているか、見解を示されたい。

四 政府は、去る四月十日、仲井眞知事が「（政府）式典について、県民には様々な意見があることを、政府におかれてはご理解いただきたいと考えております」とのコメントを発表し、知事自らの政府式典への

不参加を表明したことをどのように受け止めているか、見解を示されたい。  
右質問する。